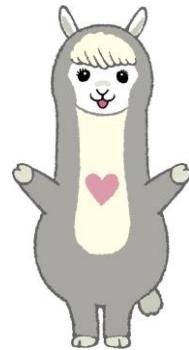


# 絵本の里剣淵町に住もう！！

## 元町町道北2条通沿い町有地を分譲します



1. 土地の所在 ①上川郡剣淵町元町 19 番 7  
②上川郡剣淵町元町 19 番 11
2. 宅地の種類 自ら居住する住宅を建設するための住宅用地であること。
3. 分譲区画数 2区画
4. 面積及び価格 別図『区画・面積・価格一覧表』のとおり
5. 分譲の条件 次の各号の条件を満たす人に分譲する。ただし、希望者多数の場合は選考及び抽選を行う。
  - (1) 自己が居住する住宅を建設するための宅地を必要としていること。
  - (2) 土地売買契約を締結した日から 3 年以内に自己の住宅（専用住宅に限る。）を建設し、自ら居住することが確約できること（必ず当居住地へ住民票の異動をすること）。
  - (3) 前号の条件を不履行の場合、原則として当該宅地を町に返戻しなければならないこと。この場合、返戻と同時に町が定める割合の違約金を支払わなければならない。
  - (4) 契約による土地譲渡代金の支払い、その契約の履行が確実なこと。
6. 分譲申込方法 希望者は、次の方法で申し込むこと。
  - (1) 期間 令和 8 年 1 月 9 日（金）から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで
  - (2) 場所 剣淵町役場 総務課企画財務広報グループ（☎0165-26-9021）
  - (3) 申込制限 1 世帯 1 区画のみに限る。
7. 代金支払方法
  - (1) 土地売買契約締結後、ただちに土地売買代金の 10% の契約保証金を納付すること。
  - (2) 土地売買代金は、契約締結後 60 日以内に全額一括払いとする。その際、契約締結後、納付していた契約保証金は売買代金の一部に充当しますので、上記納付期日までに納付していただくのは、売買代金から契約保証金の額を除いた金額となります。
8. 分譲決定方法 分譲の決定は、原則として次の方法で行う。
  - (1) 令和 8 年度中に住宅を建設する人を優先して決定する。
  - (2) 建設年次や区画が競合するときは、抽選により決定する。（日時については、別途通知する。）
9. 買戻し特約の設定 分譲した宅地の利用が目的に反した場合、これを買い戻すために所有権移転の日から 5 年間の特約を設定する。買戻し特約の登記をする場合は、所有権移転登記と同時に付記する。
10. 所有権移転 所有権移転は、土地代金完済後とし、登記手続きは町が行い、これに要する経費は、購入者の負担とする。

### 1.1. 土地の引き渡し時期

土地代金完済の時を引き渡し時期とする。

### 1.2. 建築物等の制限

(1) 土地売買代金を完済しないうちは、その宅地内に建物、作工物及び庭木等を施設してはならない。

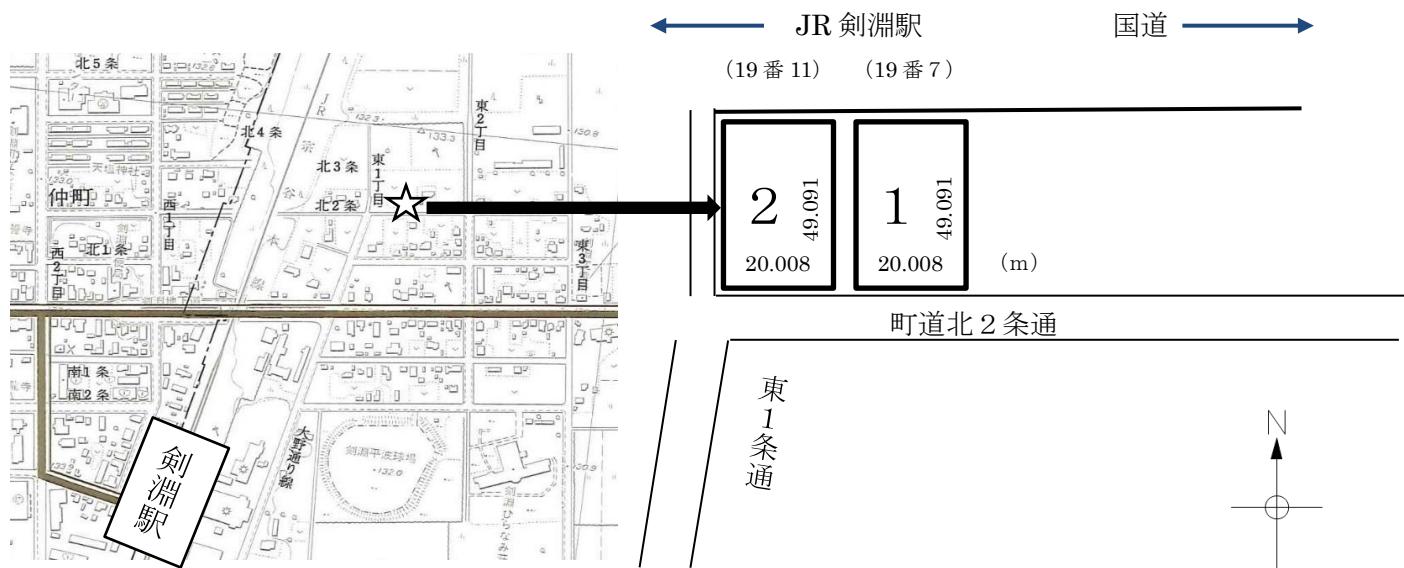
(2) 居住のための住宅以外に使用する建物は建築を禁止する。ただし、車庫又は住宅に必要な収納庫は除く。

### 1.3. その他の留意事項

(1) 分譲地の譲受人は、当該宅地に居住するまでの間は、常に除草、清掃、環境美化に努めなければならない。

(2) 分譲地に係る公課等の負担は、所有権移転後は譲受人が負うものとする。

## 《元町 19 番7、11 町有地》分譲地



※簡易水道・下水道完備

※JR 剣淵駅まで徒歩約 10 分

申込み受付期間：令和8年1月9日(金)から2月27日(金)まで

区画・面積・価格一覧表

所在	区画 番号	地番	地目	面積		価格	備考
				(m <sup>2</sup> )	(坪)		
元町	1	19番7	宅地	982.23	297.65	700,000円	1 m <sup>2</sup> 当たり 713 円
	2	19番11	宅地	982.23	297.65	700,000円	1 坪当たり 2,352 円

※ 1 坪=3.3 m<sup>2</sup>で計算した目安です。

※お問い合わせ 剑淵町役場 総務課企画財務広報グループ

☎ 0165-26-9021